

## 幼児教育の子育て支援事業補助金交付要綱

制 定	平成14年2月20日決裁
一部改正	平成16年8月 6日決裁
一部改正	平成23年5月10日決裁
一部改正	平成26年4月 1日決裁
一部改正	令和 3年1月20日決裁
一部改正	令和 5年2月27日決裁

(趣旨)

第1条 県は、少子化や核家族化など、幼児を取り巻く環境の変化に伴い低下する家庭並びに地域の幼児教育力の向上に資するため、公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会（以下「連合会」という。）に対し、連合会が実施する幼児教育の子育て支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、連合会が行う、幼児教育の子育て支援事業のうち、幼児教育相談事業（幼児教育センター設置費及び相談事業）及び発達障害児への支援や親の養育力向上等の今日的課題に関する情報提供事業（子育て情報誌等発行事業及び子育てフォーラム等開催事業）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業において要する次の経費とする。

- (1) 幼児教育センターの設置に要する施設借上料、管理費及び図書費等
- (2) 幼児教育に関するカウンセリング等、相談事業のための相談員の報償費等
- (3) 子育て情報誌の発行に要する印刷製本費及び通信運搬費等並びに子育てフォーラムの開催に要する会場借上料及び講師謝礼等

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、予算の範囲内において知事の定める額とし、当該事業に要する経費の2分の1以内とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1－(1)号から様式第1－(3)号に掲げるとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

2 規則第4条第1項第3号及び第5号に掲げる事項は、記載することを要しない。3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2－(1)号から様式第2－(3)号に掲げるとおりとする。

(補助事業の内容の変更の承認申請)

第8条 補助金の交付を受けた連合会(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項の規定に基づいて知事の付した条件に係る事項について、知事の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4－(1)号から様式第4－(3)号のとおりとする。

(添付書類)

第11条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業実績内訳書

(報告書の提出時期)

第12条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5－(1)号から様式第5－(3)号により行うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1－(1)号(第5条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)  
交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

下記により、年度幼児教育の子育て支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 添付書類

(1) 事業計画書(別紙)

(2) 収支予算書

別紙

年度幼児教育の子育て支援事業補助金事業計画書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金申請額
幼児教育相談事業費 (幼児教育センター設置費)	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要する経費の内訳	金 額

3 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第1－(2)号(第5条関係)

年度 幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)  
交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

下記により、年度幼児教育の子育て支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 添付書類

(1) 事業計画書(別紙)

(2) 収支予算書



別紙

年度 幼児教育の子育て支援事業補助金事業計画書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金申請額
幼児教育相談事業費 (相談事業費)	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要する経費の内訳	金額

3 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第1－(3)号(第5条関係)

年度 幼児教育の子育て支援事業補助金  
( 情 報 提 供 事 業 費 )  
交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

下記により、年度幼児教育の子育て支援事業補助金(情報提供事業費)の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 添付書類

(1) 事業計画書(別紙)

(2) 収支予算書

別紙

年度幼児教育の子育て支援事業補助金事業計画書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金申請額
情報提供事業費	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要する経費の内訳	金額

3 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第2－(1)号(第7条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)  
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度幼児教育の子育て支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 条 件

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。

ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。

イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

様式第2－(2)号(第7条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)  
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度幼児教育の子育て支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 条 件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
  - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
  - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

様式第2－(3)号(第7条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
( 情 報 提 供 事 業 費 )  
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度幼児教育の子育て支援事業補助金(情報提供事業費)については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法

3 条 件

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。

ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。

イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

様式3号（第8条関係）

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で交付決定のあった 年度  
幼児教育の子育て支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）した  
いので、承認くださるよう申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更増減(△)額	金	円

2 添付書類  
変更等の理由及び内容を明らかにした書類

様式第4－(1)号(第10条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)  
実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で交付決定通知を受けた  
年度幼児教育の子育て支援事業補助事業(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 年度幼児教育の子育て支援事業補助事業  
(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)
- 2 実施期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 事業の成果
- 4 交付決定額 金 円
- 5 添付書類  
事業実績報告書(別紙)  
事業実績内訳書



別紙

年度幼児教育の子育て支援事業補助金実績報告書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金交付決定額
幼 児 教 育 相 談 事 業 費 (幼児教育センター設置費)	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要した経費の内訳	金 額

様式第4－(2)号(第10条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)  
実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で交付決定通知を受けた  
年度幼児教育の子育て支援事業補助事業(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)  
が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記  
のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 年度幼児教育の子育て支援事業補助事業  
(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)
- 2 実施期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 事業の成果
- 4 交付決定額 金 円
- 5 添付書類  
事業実績報告書(別紙)  
事業実績内訳書

別紙

年度幼児教育の子育て支援事業補助金実績報告書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金交付決定額
幼児教育相談事業費 (相談事業費)	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要した経費の内訳	金額

様式第4－(3)号(第10条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
( 情 報 提 供 事 業 費 )  
実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け学事第 号で交付決定通知を受けた  
年度幼児教育の子育て支援事業補助事業(情報提供事業費)が完了したので、補助  
金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 年度幼児教育の子育て支援事業補助事業  
(情報提供事業費)
- 2 実施期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 事業の成果
- 4 交付決定額 金 円
- 5 添付書類  
事業実績報告書(別紙)  
事業実績内訳書

別紙

年度幼児教育の子育て支援事業補助金実績報告書

1 補助対象事業費総額

区 分	補助対象事業費総額	補助金交付決定額
情報提供事業費	円	円

2 1の補助対象事業費に係る経費の内訳

事業に要した経費の内訳	金額

様式第5－(1)号(第13条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)

確 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度幼児教育の子育て  
支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち幼児教育センター設置費)について  
は、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則  
第14条の規定に基づき通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |

様式第5－(2)号(第13条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)  
確 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度幼児教育の子育て支援事業補助金(幼児教育相談事業費のうち相談事業費)については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |

様式第5－(3)号(第13条関係)

年度幼児教育の子育て支援事業補助金  
( 情 報 提 供 事 業 費 )  
確 定 通 知 書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度幼児教育の子育て  
支援事業補助金(情報提供事業費)については、下記のとおり補助金の額を確定し  
たので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円 |